

## 下松市優良子ども会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下松市内における子ども会並びに子ども会指導者及び育成者(以下「子ども会等」という。)で、それぞれの活動において功績顕著と認められたもの、他の模範となる行為をしたもの及び子ども会活動の振興発展に寄与のあったものの表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、下松市子ども会育成連絡協議会(以下「市子連」という。)に加入している子ども会等とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次のいずれかを満たすものとする。

(1) 子ども会としての活動が概ね2年以上継続し、健全な計画の下に子どもたちの自主的な運営と活動が積極的に行われ、他の子ども会の模範となっているもの。ただし、過去3年において当該表彰を受けた子ども会は表彰の対象から除外する。

(2) 子ども会指導者又は育成者としての活動が概ね5年以上であり、その指導、育成に積極的に努めているもの。ただし、過去において当該表彰を受けた者は、表彰対象から除外する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は原則として毎年2月に行い、その方法は次のとおりとする。

(1) 表彰状又は感謝状の授与

(2) 報償金又は記念品の贈呈

(推薦の方法)

第5条 各校区の子ども会育成連絡協議会の会長は、第3条に規定する基準に該当する子ども会等がある場合は、下松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の教育長(以下「教育長」という。)に下松市優良子ども会表彰推薦書(別記第1号様式)又は下松市子ども会指導者・育成者表彰推薦書(別記第2号様式)を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、市子連の理事会の承認をもって推薦することができる。

(表彰の決定)

第6条 教育長は、前条に規定する推薦書が提出されたときは、遅滞なくこれを下松市優良子ども会表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)の諮問に付し、その答申により被表彰子ども会等を決定するものとする。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市子連の会長及び副会長
- (2) 小学校長会代表者
- (3) 生涯学習振興課長
- (4) 社会教育主事

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年度 下松市優良子ども会表彰推薦書

年 月 日

下松市教育委員会 教育長 様

1 子ども会名（ふりがな） \_\_\_\_\_

2 活動年数（今年度4月1日時点） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から  
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_ヶ月間 活動

3 子ども会代表者・学年（子ども） (ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_ 年

4 育成者代表 連絡先（大人） (ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

5 会員数

未就学児	小学生	中学生	計
人	人	人	人

6 推薦する活動について

7 活動行事についての思い（子ども会代表者記入）※鉛筆で濃く書いてください。

8 推薦理由

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 会長 \_\_\_\_\_ 印

9 添付書類

- ・子ども会会則
- ・年間予算書
- ・活動写真

別記第2号様式（第5条関係）

年度 下松市子ども会 指導者・育成者表彰推薦書

年 月 日

下松市教育委員会 教育長 様

ふりがな		性		年		歳
氏名		別	男・女	生年月日	.	.
現住所	〒 -			電話番号		
活動を始めた年月	年	月	継続活動年数	今年度4月1日時点	年	
表彰歴	子ども会活動等に関する略歴					
推薦に相当する主な活動（活動を始めてから現在まで）						
推薦者の意見	推薦者					
	団体名 代表者氏名 会長 印 住所 〒 -					